

W00915119号-1

平成 18 年 1 月 16 日

日本原燃株式会社 殿

ロイド・レジスター・ジャパン (有)
 代表取締役 クリス ウォルター



平成 17 年度 第 2 回定期監査 報告書

(その 1) 「室」部門の監査結果

1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4-108
監査名	平成 17 年度 第 2 回定期監査
監査対象部門	(その 1) 品質保証室、経営企画室、広報・地域交流室、業務管理室、安全技術室
監査場所	日本原燃株式会社 事務本館 (六ヶ所村)
監査実施日	平成 17 年 11 月 14 日、15 日
担当監査員	(ロイド・レジスター・ジャパン) <input type="text"/> <input type="text"/>

2. 平成 17 年度 第 2 回 定期監査の視点

2.1 これまでの監査経緯

これまでの定期監査に係わる概略経緯は次の通りである。

(1) 第 1 回定期監査(平成 16 年度第 1 回)

日本原燃株式会社殿の品質保証体制の確立に係わる改善策 (以下、「改善策」という)が、その実行の規範となる規定文書類に適切に反映されているか否かを評価した。

(2) 第 2 回定期監査(平成 16 年度第 2 回)

品質保証室をはじめとする室部門の品質保証活動が、「改善策」を反映した規定文書類の手順に従って的確に実行されているか否かを評価した。

Lloyd's Register, its affiliates and subsidiaries and their respective officers, employees or agents are, individually and collectively, referred to in this clause as the 'Lloyd's Register Group'. The Lloyd's Register Group assumes no responsibility and shall not be liable to any person for any loss, damage or expense caused by reliance on the information or advice in this document or howsoever provided, unless that person has signed a contract with the relevant Lloyd's Register Group entity for the provision of this information or advice and in that case any responsibility or liability is exclusively on the terms and conditions set out in that contract.

(3) 通算第3回定期監査（平成17年度第1回）

上記第2回目の監査で対象とした活動内容が維持・継続・改善されているか否かを観察する中で、それぞれの活動項目におけるPDCAの展開度の確認に注力した。

2.2 平成17年度 第2回定期監査の視点

上記の経緯を踏まえ、今回は以下の監査視点を定め、監査を実施した。

監査の形態	監査の視点
文書監査	前回の監査以降に新規制定又は改定された規定類（規程、要則、要領、細則、マニュアル等）のうち、品質保証活動に密接に関係しているものについて、内容の妥当性を評価する。
実地監査	① 改善策関係 改善項目の実行が維持・継続・フォローされているかという視点で、前回の定期監査以降のPDCA（計画、実行、監視評価、改善）の展開状況を評価しつつ、定期監査開始後の約2年間の総括を行う。
	② 品質保証活動の基本事項 品質保証活動の重要項目として、①マネジメントレビュー、②教育・訓練、③内部品質監査、④不適合処理／是正処置、⑤設計管理に関して、部門ごとに任意抽出して実行状況を評価する。

3. 監査の態様

文書監査と実地監査は、夫々を次の態様で実施した。

文書監査は、意図する品質保証活動の理念や実行内容が規定文書類に適切に織り込まれていることを確認するものである。従って、被監査部署に対しては、新規制定又は改正された規定文書類（規程、要則、要領、細則、マニュアル類）の提示を求め、内容の評価を行った。

実地監査は、「決めたことを、決めた通りに実践・実行しているか否か」を評価するものである。従って、監査対象部門に対しては、監査事項ごとの実践・実行状態が評価できるエビデンス（帳票・記録類）の提示を求めると共に、説明を求めた。説明内容が不十分である場合には質疑応答を行った。エビデンスが複数ある場合は、監査員が任意にサンプリングを行うことによって、被監査側が意図的に特別なエビデンスのみを準備することを回避した。この態様は従来の定期監査と同様である。

監査は2名の監査員で対応して監査ポイントの欠落防止に努めた。

4. 評価の基準

■文書監査では、次のいずれかを基準とした。

① 品質保証活動への要求事項として策定された「改善策」*

*：「再処理施設 品質保証体制点検結果報告書(改訂)」の添付17に示される「品質保証体制の改善策の具体的内容」

② 会社が定めている基本理念、又は、上記①を規定した文書の上位規定

■実地監査では、品質保証に係る活動の実行状況の適切性を確認するという目的に照らして、当該実行行為を律している規定文書類の最新版を監査基準とした。

5. 監査結果の評価表示

監査対象項目ごとの適切性は、次の定義による3段階のランクで評価した。

ランク	定義
非常に良好	評価の基準に照らして、非常に行き届いた態様で対応(規定化、あるいは規定に基づく実行等)が行われている。
良好、又は 良好(コメント含)	評価の基準を満足する対応(規定化、あるいは規定に基づく実行等)が行われている。 より優れた運用に寄与する可能性があれば、参考的にコメントを付記する場合がある。採択は被監査部門の自由。
指摘事項有	評価の基準を満たしておらず、不適合。必ず是正が必要。

6. 監査結果

「室」の各部署に対する監査結果の詳細は、添付—1(総覧用)、及び、添付—2に記載した。監査の日程と出席者を添付—3に示す。

総括所見は、下記の通りである。監査にサンプリング方式を適用したので、ある特定の場面を観察したという一面もあろうが、大網的には実態を捉えていると見てよい。なお、特に改善項目に焦点を当てた全社対象の総括については「全体総括編(W00915119号-0)」を参照していただきたい。

① 「指摘事項」は観察されない

サンプリング方式を適用するという態様にて提示を求めた規定文書類及び帳票・記録等を閲覧しつつ説明を受けた範囲では、このたび監査対象としたいずれの部門にも「指摘事項」は観察されなかった。すなわち、決めたルールを決めた通りに守りつつ業務が遂行されている状況が、前回の監査時点以降も継続されていると見なせる。

② PDCAの展開が軌道に乗ったと見なせる

品質保証活動に限らず、何らかの実行行為を有効に推進するためにはPDCA（計画、実行、監視評価、改善）を展開させることが求められる。初期の2回の定期監査では、そのタイミングの点から、P（計画）及びD（実行）というステップに焦点を当てた項目が多かったが、今回は、通算3回目の前回の定期監査と同様に、C（監視評価）、A（改善）を含めた一連の展開状況の監査に留意した。

総じて、各部門ではPDCAの展開の重要性を認識しており、PDCAの展開が軌道に乗り切ったと見なせる。この状態の継続を期待したい。

③ トップマネジメントレビューは良好に機能している

品質目標の設定とフォロー、ならびに、マネジメントレビューに係る仕組みは良好に機能していると見なせる。品質目標に関しては、社長を筆頭とする上位者の方針や目標を、下位者が自部門の業務内容を踏まえて策定している状況が、前回監査時に引き続いて観察される。

マネジメントレビューに関しては、事業部長レビューを経て、「社長診断」という形のトップマネジメントレビューが四半期ごとに実施されている。レビュー会議の議事録の深みも適切であり、また、社長の指示・要請事項は事務局としての品質保証室によってリスト化され、フォローされる仕組みが定着している。

前回の監査でも述べたが、こうした仕組みの定着には、レビューに使用される帳票類が統一されていることが寄与していると判断され、レビュー側も被レビュー側も、一定の様式で記載された情報に基づいて、ベクトルを合わせた対話・審議が効果的になされていると思われる。

④ 全社大の教育規程が制定された

教育は、人と技術の育成のために不可欠であり、各部門の管理者がそれぞれの事業部の規定に従って教育管理に取り組んでいる状況が観察されている。

一方、教育の基本理念と基本方策の構築は全社大で推進されることが望まれるところであったが、それが実現し「教育規程」が制定された。それぞれに歴史を有する事業部ごとの教育体系を融和して、より管理し易い合理的な新体系が根付くことを期待したい。

以上

監査結果一覽(総覧用)

(「室」部門)

「室」に対する監査

No.	被監査部門	監査区分	監査項目	評価結果	備考	根拠資料
1	品質保証室	文書監査	—	—		「室」 No. 1
		実地監査	品質方針の周知	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		
			品質目標と トップマネジメントレビュー	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		
			教育・訓練	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		
			内部品質監査	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好(コメント有) <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		
			協力会社との不適合情報の 共有	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		
			品質保証に係る顧問会	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		
			事業部・室間水平展開検討会	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		
2	安全技術室	文書監査	①品質・保安会議運営要則	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有	①改正	「室」 No. 2
		実地監査	品質保安会議に係る事項	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		
			品質目標と トップマネジメントレビュー	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		

No.	被監査部門	監査区分	監査項目	評価結果	備考	根拠資料
3	業務管理室 ・人事グループ ・能力開発グループ ・資材管理グループ	文書監査	——	——		「室」 No. 3
		実地監査	教育規定の制定(能力開発 G)	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好(コメント含) <input type="checkbox"/> 指摘事項 有	教育規定の制定	
			教育履歴管理システム(能力開発 G)	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		
			階層別研修(能力開発 G)	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		
			評価プロパー社員の比率増と中核者への積極的登用(人事 G)	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		
			品質保証体制の改善に向けた調達先管理(資材管理 G)	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		
4	経営企画室 品質保証室	文書監査	——	——		「室」 No. 4
		実地監査	小集団活動の実施(経営企画室、品質保証室)	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		
			ダイレクトライン制度の運用(経営企画室)	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		
5	広報・地域交流室	文書監査	——	——	旧広報渉外室が8月22日付けて社長直轄組織となり、名称も変更。	「室」 No. 5
		実地監査	品質目標とトップマネジメントレビュー	<input checked="" type="checkbox"/> 非常に良好 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		
			教育・訓練	<input type="checkbox"/> 非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/> 良好(コメント含) <input type="checkbox"/> 指摘事項 有		

「室」に関する監査結果
(詳細版)

部門別 監査結果 (「室」 No. 1)

被監査部門	品質保証室	備考
監査実施日	平成 17 年 11 月 14 日	(参照規定類、等)
<p>(文書監査)</p> <p>監査対象図書なし。(前回の定期監査以降、品質保証活動の根幹に係る新規規定あるいは改正規定は生じていない)。</p>		
<p>(実地監査)</p> <p>1. 品質方針の周知</p> <p>社長の補佐業務の一環として品質保証室が事務局機能を担当しており、社長が定めた平成 17 年度の品質方針に関して諸方策を通じた周知活動が実施されていることを、前回の定期監査で確認済である。今回は監査を省略した。</p> <p>2. 品質目標とトップマネジメントレビュー</p> <p>いわゆるトップマネジメントレビューは、品質目標を含む業務目標をレビューする「社長診断」の形で四半期ごとに実施されており、品質保証室が経営企画室と共に補佐機能を果たしている。</p> <p>本年 7 月度の「室」関係の診断資料を閲覧したが、所定の 7 項目のインプット事項が準備されており、保安および改善策に係る社長の指示事項に対しては品質保証室が「処置管理表」を作成してフォローする仕組みが定着している状況が観察された。(下記の特記事項欄 参照)</p> <p>3. 教育・訓練</p> <p>規定の定めに従って、力量表と教育計画表を用いた管理が実施されている。特段の問題点は観察されない。</p> <p>4. 内部品質監査</p> <p>年度の内部監査計画を策定して、推進部門としての機能を継続している。</p> <p>8 月度に実施した濃縮事業部、及び 9 月度に実施した埋設事業部に対する内部監査の記録を閲覧した。内部監査実施計画書が整備されており、監査結果については十分な詳細度をもって項目ごとに整備されている。提起した「観察事項」に対しては要求期限までに被監査部門の意見・対応計画が回答される仕組みが定着している。</p> <p>なお、品質保証室自身が受審する内部監査は、年度計画に基づいて今後実施される予定である。</p> <p>5. 協力会社との不適合情報の共有</p> <p>JNFL と協力会社が不適合管理について共通認識をもつことを目的とした品質保証マネジメント会議については、前回の定期監査時に、第 3 回会議(平成 17 年 3 月度)で「ガラス固化体貯蔵建屋の崩壊熱計算問題の原因究明と対策」が題材として取り上げていることを確認済である。その後の第 4 回会議は 11 月 15 日に開催される予定である。なお、8 月度の「管理者レベルの連絡会」において BP ピットのトラブルが紹介されている。</p> <p>前回の定期監査時に検討中であった「協力会社との信頼関係の構築システム」については運用要則の起草段階に至っており、活動の進展が認められる。</p>		<p>教育訓練要領 (要領品証室 5 号-2)</p> <p>内部監査要則 (要則品証室第 3 号-2)</p>

<p>6. 品質保証に係る顧問会 既に第4回までが実施されたことを前回の定期監査で確認済であったが、本制度が継続されており、その後、7月度に臨時顧問会が開催され、BPピットのトラブルが題材にされ、また、11月9日の第5回顧問会では再処理事業所の点検に関するテーマが題材にされている。 本顧問会にはその都度の重点題材が取り上げられており、顧問会メンバー（識者）の意見・提言はJNFLの活動に反映されるなど、品質保証活動における指針の策定に際して参考にするという目的に沿って、効果的に運営されていると判断される。</p> <p>7. 事業部・室間 水平展開検討会 任意抽出の一項目として監査した。 右記の要則第5条に基づいており、社内及び外部の各種トラブル事例を題材にして実務者レベルが情報を共有する中で問題意識を高めることを目的としたものである。今年度において既に13回が着実に実施されている。題材の中にはアスベスト問題も含まれている。</p>	<p>不適合等管理要則 (要則品証室第4号-2)</p>
<p>(第三者監査所見) 上記の監査範囲において、改善事項に係る活動のPDCA展開を含めて品質システムは良好に機能していると判断する。</p>	
<p>(コメント) 今年度の内部品質監査では、被監査部門に対して事前にチェックシートが渡されている。今後、内部監査チームの監査予定項目の半数程度については任意抽出方式を取り入れ、「準備されていない実態」を監査することが望まれる。 なお、チェックシートを渡した場合にあっては、当該シートが品質記録の一端であると見なせるので、監査記録と共にファイルしておくことが望まれる。</p>	
<p>(特記事項) 品質目標を含む業務目標とその達成状況に関する「社長診断」、ならびに、事前段階の部門レビューは、良好な態様で定着していると判断される。これには、使用される様式を全社的に統一したことが寄与しており、報告側も診断側もベクトルを合わせた効果的な対応が可能になっていると思われる。</p>	

平成 17 年度 第 2 回定期監査

部門別 監査結果 (「室」No. 2)

被監査部門	安全技術室	備考
監査実施日	平成 17 年 11 月 14 日	(参照規定類、等)
<p>(文書監査)</p> <p>右記の要則が改正され、①品質・保安会議 審議伺い書の申請者の範囲拡大、及び②電子メールによる持ち回り審議の明文化が行われた。いずれも、現実に即した改正であり、品質保証活動の視点で問題はないと判断する。</p>		<p>品質・保安会議運営要則 (要則安技室第 14 号-8)</p>
<p>(実地監査)</p> <p>1. 品質・保安会議に係る事項</p> <p>安全技術室は品質・保安会議の事務局として機能している。前回の定期監査以降に 7 回の品質・保安会議が開催されているので、下記の 2 事例を抽出して会議録を閲覧した。</p> <p>第 15 回 (9 月 7 日) 第 17 回 (10 月 20 日)</p> <p>議事内容は必要十分な深みをもって記述されており、出席者名簿も整備されている。</p> <p>電子メールを活用した持ち回り審議の事例として、第 14 回品質・保安会議の状況を監査した。送信された議案に対する諾否の意思表示の返信が確認されており、核燃料取扱主任者の所見も記載されている。返信回答数に基づいた参加委員名簿により、会議の成立が確認されている。</p> <p>なお、電子メールを活用した別の案件においては、議案に対して意見・コメントを発信した委員がおられ、それに対して迅速な補足説明が実施された後に承諾が得られた事例が確認できた。このような態様が維持されるならば、電子メールを活用した持ち回り審議に関して危惧事項は感じられない。</p>		
<p>2. 品質目標とトップマネジメントレビュー</p> <p>安全技術室としての社長診断資料を閲覧した。担当業務の関係で報告事項が限定されているとはいえ、規定の定めに従って目標課題に対する PDCA の展開が実践されている。</p>		
<p>(第三者監査所見)</p> <p>上記の監査範囲においては、品質システムは良好に機能していると判断する。</p>		
<p>(コメント)</p> <p>なし</p>		

部門別 監査結果 (室 No.3)

被監査部門	業務管理室 能力開発 G 人事 G 資材管理 G	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成 17 年 11 月 14 日	
(実地監査)		
1. 教育規定の制定 (能力開発 G)		
<p>教育は人の育成のために不可欠なものであり、前回までの監査では各事業部・室それぞれの規定に従って実施されていることを確認してきた。今回右記の教育規定の制定によって、全社大の教育理念、教育体系、教育に対する管理者責任、教育履歴管理システムの運用等が明文化されたことは高く評価できる。</p>		教育規程 (規程第 73 号)
2. 教育履歴管理システム (能力開発 G)		
<p>全社ベースの教育履歴管理システムが平成 17 年 3 月から立ち上がり、前記の教育規程で正式なものとなったが、その運用規定が未制定である。本システムの全社への徹底や、使用する媒体 (電子記録か紙ベースか) 等を明確にした運用規定の早期制定が期待される。</p>		
3. 階層別研修 (能力開発 G)		
<p>若年層、中堅層研修が継続して実施されていることを確認した。但し、未受講者に対するフォローがないことから、事務局による確実な対応が期待される。また、教育所管部署は受講者・講師・所属長の研修に対する評価情報を共有して教育システムの向上を図る仕組み作りを期待したい。</p>		
4. プロパー社員の比率増と中核者への積極的登用 (人事 G)		
<p>表記の改善策については継続して実行されていることを社長診断記録で確認した。</p>		
5. 品質保証体制の改善に向けた調達先管理 (資材管理 G)		
<p>前回の監査において、取引先審査手法及び取引先管理 DB が整備され、既に約 350 社のデータが収集されていたが、今回さらに 38 社が追加された。調査・審査の PDCA が継続して順調に回っていることが確認された。</p>		
(第三者監査所見)		
<p>業務管理室各グループについては、改善策を反映した品質保証活動の PDCA サイクルが順調に展開され、改善策の仕組みは良好に機能していると評価できる。</p>		
(コメント)		
<p>教育システムの向上のために、以下の事項の早期実現が望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記 No. 1 に述べた理念に基づき現場主導の教育が行われるための、管理者に対する意識付け ・ 上記 No. 2 に述べた教育履歴管理システムの運用規定の制定 ・ 上記 No. 3 に述べた仕組み作り 		

部門別 監査結果 (「室」 No. 4)

被監査部門	経営企画室、品質保証室	備考
監査実施日	平成 17 年 11 月 14 日	(参照規定類、等)
(実地監査)		
<p>1. 小集団活動の実施 (経営企画室、品質保証室)</p> <p>前回の監査では、品質保証体制の改善策の一環として、協力会社まで拡大した小集団活動が計画されていたが、その意義を継承しつつ現実的な形態になるように見直し中であった。その後検討の結果、品質保証室及び経営企画室が合同事務局となって、「拡大 Su21 サークル活動」として協力会社を含めて活動する予定で進められている。また、運営要領の制定も予定されている。アクティブ試験までに協力会社を含めた共同発表会が実施されることを期待する。小集団活動は理想的な形を確立するのに時間を要する課題であろうが、早期に予定を立てて第一歩を踏み出し、試行錯誤を繰り返して改善を図りつつ活動を定着させることを期待したい。</p> <p>2. ダイレクトライン制度の運用 (経営企画室)</p> <p>「ダイレクトライン制度」は平成 15 年度に発足したものであり、前回の定期監査において、①情報提供者の保護に注力すること、②工場の安全性や操業に関する事案についてはその事実及び是正の状況を社外公表すること(但し、これまでに該当事案はない)、及び③事実調査結果を社長へ報告することが実施されていることを確認していた。今回の監査でも、この制度が有効に活用されていることを確認した。すなわち、情報の事実確認から原因調査・是正処置の完結までの PDCA サイクルが展開されている。</p>		
(第三者監査所見)		
<p>小集団活動の計画の見直しは PDCA の一環であるとみなせる。アクティブ試験までに活動の第一歩を踏み出すことを期待する。品質保証活動は良好に実施されていると判断される。</p>		
(コメント)		
なし。		

平成 17 年度 第 2 回定期監査

部門別 監査結果 (「室」 No.5)

被監査部門	広報・地域交流室	備考
監査実施日	平成 17 年 11 月 15 日	(参照規定類、等)
<p>(一般事項)</p> <p>旧広報渉外室は 8 月 22 日付けで社長直轄の組織となり、名称も広報・地域交流室に変更となった。この体制において六ヶ所本社・青森本部・東京事務所の広報・地域交流部門が密接に連携して、社長および会社の意向を的確かつ迅速に社内外に、また社外の生の声を経営者及び一般社員に正しく迅速に伝達する役割が期待されている。</p> <p>(実地監査)</p> <p>1. 品質目標とトップマネジメントレビュー</p> <p>広報・地域交流室では品質保証体制の改善策の一環として、信頼回復に向けた取り組みが行われている。平成 17 年度品質方針「積極的かつ分かりやすい情報公開の実践」に基づき、丁寧な対面説明とわかりやすい表現を心がけ、さらにアクティブ試験に向けた課題に対して積極的な活動がなされている。平成 17 年度上期の品質目標に対しては、実績評価及び社長指示事項が継続してフォローされ、確実に PDCA サイクルがまわされていることを確認した。前記の組織変更を受けて 3 地区の位置付け (命令系統) が明確になり、技術関係者と連携した幅広い活動が迅速、かつ着実に行われている。社長直轄の立場を活用して、高い立場で事業部等への要望発信を今後とも期待したい。</p> <p>2. 教育・訓練</p> <p>任意抽出の一項目として監査した。</p> <p>広報・地域交流室ではマスコミ・一般市民への対応のために、幅広い知識が要求されるが、約 50 名の所属社員に対して OJT を主とした教育が実施されている。また、技術的な知識吸収のために事業部技術社員を招いての講習会や、ISO 関連の講座への参画、スポークスマン育成を目指したメディアトレーニング社外講習等も計画され、一部は実施されていることを確認した。但し、所属社員の力量評価表、教育計画等の管理帳票による計画・フォロー活動は未実施である。全社大の教育規定が制定された機会を捉えて、順次、管理を充実させることが期待される。</p>		<p>教育規程 (規定業管室第 号-0)</p>
<p>(第三者監査所見)</p> <p>短期間に PDCA を展開して多数の業務目標の早期達成に取り組んでおり、改善策の仕組みは継続して非常に良好に機能していると判断する。</p>		
<p>(コメント)</p> <p>・規模が大きく、かつ重要な部門であるので、教育管理の充実に注力することが望まれる。</p>		

平成17年度第2回 第三者定期監査日程及び出席者

(「室」部門)

実施日	実施時刻	被監査部門等	実施内容	出席者	実施場所
11月14日	09:00~09:30	品質保証室 広報・地域交流室 経営企画室 広報渉外室 業務管理室 安全技術室	オープニング ミーティング	対応者: [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] 事務局: [Redacted] [Redacted]	事務本館 703
	10:00~12:00	品質保証室 安全技術室	監査	対応者: [Redacted] [Redacted] [Redacted]	事務本館 404
	13:00~14:30	品質保証室	監査	対応者: [Redacted] [Redacted] [Redacted]	
	15:00~16:30	業務管理室 経営企画室	監査	対応者: [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted]	事務本館 71 応接室
11月15日	10:00~12:00	広報・地域交流室	監査	対応者: [Redacted] [Redacted] [Redacted]	事務本館 404
	16:20~17:20	品質保証室 広報・地域交流室 経営企画室 業務管理室 安全技術室	クロージング ミーティング	対応者: [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] 事務局: [Redacted] [Redacted] [Redacted]	事務本館 602

注記:個人名はプライバシー保護のためマスキングとする。(日本原燃)